社会福祉法人東京都社会福祉協議会 有限会社東京福祉企画 三井住友海上火災保険株式会社

〈行事保険・当日参加対応型含む〉新型コロナウイルス感染症の延期・中止の取扱いてついて

新型コロナウイルス感染症は、2023年5月8日に感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」から「五類感染症」に分類変更される方針が示されました。これらを踏まえ、行事保険・行事保険(当日参加対応型)におきまして、新型コロナウィルス感染症を理由とした延期・中止の取扱いを変更させていただきますのでご案内申し上げます。

1内 容 新型コロナウィルス感染症による行事延期・中止は荒天以外の場合と同じ扱いとします

2 実施時期 2023 年 5 月 8 日以降

※行事が延期・中止となった場合のお手続き(保険申込み前のチェックリスト裏面参照)

延期•中止理由	5/7 以前	5/8 以降
新型コロナ	開催日から7営業日以内に連絡	開催日前日までに連絡(荒天以外の場合 に同じ)
荒天	開催日から3営業日内に連絡	変更なし (開催日から3営業日内に連絡)
荒天以外	開催日前日までに連絡	変更なし(開催日前日までに連絡)

上記変更に伴い、行事保険(当日参加対応型含む)パンフレットに挟み込んであるチェックリストを2023年5月8日付けで改訂しておりますので、併せてご利用ください。

改訂箇所

- 改訂前)新型コロナの理由による延期・中止の場合には開催日から7営業日以内にご連絡下さい。
- 改定後)<u>なお、感染症分類の変更に伴い、5月8日以降、新型コロナの理由による延期・中止は荒天以</u> 外の理由による延期・中止の場合と同じ扱いとなります。